

秋田市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 契約の始期

令和4年4月1日

2 費用額の算定方法

別表（省略）のとおり

3 契約の相手方

氏名 吉 岡 順 子

住所 秋田県秋田市南通築地12番36号

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。